

高松市建設工事監察実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市発注の建設工事（以下「工事」という。）について、その円滑な施工と施工管理技術の向上を図るとともに、工事現場における技術者の配置状況及び下請に係る工事内容の確認状況を踏まえ、必要に応じ適切な是正措置を講ずることにより、適正な施工体制の確保を図ることを目的として実施する工事監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事監察の対象となる工事は、財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）の所管する工事のうち、当初請負金額が1,000万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約監理課長と当該工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）とが協議し、必要があると認める工事についても、工事監察の対象とすることができる。

(監察員等)

第3条 工事監察に関する事務は、契約監理課長が統括する。

2 工事監察を行う監察員は、1件の工事について2名以上とし、次の各号に掲げる者の中から契約監理課長が選任する。

(1) 契約監理課技術検査室長又は当該工事の検査員（以下「検査員等」という。）

(2) 工事担当課長が指名する者

(工事監察の実施)

第4条 工事監察は、当該工事の監督員が作成する高松市建設工事監督要領の運用基準（平成24年4月1日施行）第1項第2号エの「工事施工体制等実態調査報告書」等の状況を参考とし、工事監察表（様式第1号）に基づき、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 当該工事が設計図書及び関係法令に従い適正に履行されているかどうか。

(2) 適正な施工体制が確保されているかどうか。

2 工事監察は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるときに実施するものとする。

(1) 当初の請負金額が1,000万円以上かつ4,500万円未満（建築一式工事にあつては、1,000万円以上かつ9,000万円未満）の工事 検査員等が工事監察を実施する工事を指定したとき。

(2) 当初の請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上の工事

ア 工事契約締結後おおむね1月を経過したとき（当該工事について既に実施した工事監察時における施工体制に変更がないときを除く。）。

イ 既に行われた当該工事の施工に要した経費の額が請負金額のおおむね2分の1の額に達したとき（既に実施した工事監察時における施工体制に変更がないときを除く。）。

(3) 契約監理課が所管する工事 前2号の規定により工事監察を実施する場合のほか、契約監理課長と工事担当課長とが協議し、工事監察を実施する必要があると認めるとき。

3 契約監理課長は、前項第1号に規定する工事について、当該工事の検査員等から工事監察を実施する工事として指定を受けたときは、工事監察の実施について（様式第2号）により、その旨を工事担当課長に通知し、速やかに工事監察を実施するものとする。この場合において、当該工事に係る監督員は、工事監察を実施する日の7日前までに、工事監察表（様式第1号）を検査員等に提出するものとする。

4 工事担当課長は、第2項各号の規定に該当することにより工事監察を実施することとなったときは、工事監察の実施について（様式第3号）により、契約監理課長に申し出るものとする。

5 契約監理課長は、前項の規定による申出を受けたとき、第2項第1号及び第3号の規定により工事監察を実施することとしたときは、監察員を選任し、速やかに工事監察を実施させるものとする。

6 工事監察は、受注者に対し、事前に通告をすることなく実施するものとする。ただし、第2項第3号の規定により実施することとした工事監察については、この限りでない。

(報告及び是正措置)

第5条 工事監察を行った監察員のうち検査員等は、その結果を直ちに契約監理課長に報告するものとする。

2 契約監理課長は、前項の規定による報告を受けた内容に基づき、直ちに工事担当課長に対し、工事監察結果について（報告）（様式第4号）により、報告するものとする。

3 前項の規定により、契約監理課長から工事監察の結果についての報告を受けた工事担当課長は、当該受注者に対し、書面により是正措置を講ずることを命ずるものとする。

4 工事担当課長は、当該受注者において是正措置が講じられたことを確認したときは、是正結果について（報告）（様式第5号）により、直ちに契約監理課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

工 事 監 察 表

工 事 名					
工 期	年 月 日	～	年 月 日	受注者立会人	
受 注 者		請負金額		監 督 員	
現場代理人		主任技術者		監 察 員	
施工場所	高松市	地内	監理技術者	調査年月日	

注)監督員が記入する。

下請契約の内容
別紙1のとおり

調査項目・内容(提出された施工体制台帳、下請通知書の点検を行う。)(別紙2及び別紙3も合わせて提出すること。)

工事進捗状況
工事進捗率 %

調 査 項 目	調 査 内 容	結 果
1 配置技術者の確認	① 現場代理人の確認	☐ 適 ☐ 不適
	② 主任技術者、監理技術者等の確認	☐ 適 ☐ 不適
	③ 有資格者の確認	☐ 適 ☐ 不適
	資格名称：	☐ 有 ☐ 不適
	資格名称：	☐ 有 ☐ 不適
	資格名称：	☐ 有 ☐ 不適
	資格名称：	☐ 有 ☐ 不適
2 下請負者の確認	④ 受注者は、下請負者に対して総合的に企画、指導及び調整しているか	☐ 適 ☐ 不適
	⑤ 下請業者名の確認	☐ 適 ☐ 不適
	⑥ 下請者は、指名停止期間中でないこと	☐ 適 ☐ 不適
	⑦ 下請通知書の内容で施工している	☐ 適 ☐ 不適
3 施工計画書	⑧ 工事現場に備え付け	☐ 有 ☐ 無
4 施工体制台帳、施工体系図	⑨ 工事現場に施工体制台帳の備え付け	☐ 有 ☐ 無
	⑩ 施工体制台帳に下請契約書等の写しの添付	☐ 有 ☐ 無
	⑪ 社会保険等の加入状況の確認	☐ 適 ☐ 不適
	⑫ 工事現場に施工体系図の掲示(現場内外2箇所)	☐ 有 ☐ 無
	⑬ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の確認	☐ 従事者なし ☐ 良 ☐ 不良
5 安全管理等	⑭ 安全管理組織表の掲示	☐ 有 ☐ 無
	⑮ 工事区間内の保安設備・対策	☐ 良 ☐ 普 ☐ 不良
	⑯ 足場、支保工の安全対策	☐ 良 ☐ 普 ☐ 不良
	⑰ 作業場内の環境整備	☐ 良 ☐ 普 ☐ 不良
	⑱ 現場事務所・トイレ等の設置	☐ 有 ☐ 無
	⑲ 建設業許可標識	☐ 有 ☐ 無
	⑳ 建退共制度に関する掲示	☐ 有 ☐ 無
	㉑ 労災保険に関する掲示	☐ 有 ☐ 無
	㉒ 工事カルテ登録(コリンズ)	☐ 適 ☐ 不適
6 その他	(具体的に)	

注-1) 工事監察の内容は、工事成績評定に反映させる。

注-2) 調査項目・内容のうち、必要のない項目については、取り消し線で削除する。

下請契約の内容(施工体制台帳から全ての下請負人を転記するものとする。)

注)監督員が記入する。

調査項目・内容(提出された施工体制台帳、下請通知書の点検を行う。)

注-1) 工事監察の内容は、工事成績評定に反映させる。

注-2) 調査内容のうち、点検の必要のない項目については、取り消し線で削除する。

監理技術者等の専任制・施工体制台帳等の法律等の根拠

■ 適用項目

工事名 ■■■■■■工事

■ 現場代理人		☐ 兼 任 ☒ 兼任なし		高松市工事請負契約約款第 1 0 条第 2 項（現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うほか ）
■ 選任技術者	☐ 主任技術者の選任でも可である工事		☐ 主任技術者	・高松市工事請負契約約款第 1 0 条第 1 項 ・建設業法第 2 6 条第 1 項
				専 任 ⇒ ・建設業法第 2 6 条第 3 項 ・建設業法施行令第 2 7 条第 1 項（政令で定める金額）「請負代金4,500万円（建築工事一式9,000万円）以上」
				資 格 ⇒ ・建設業法第 7 条第 2 号 ・建設業法施行規則第 7 条の 3 第 2 号
	☐ 監理技術者等の選任が必要な工事	配置技術者	☐ 又は 特例監理技術者	配置（監理技術者証 ・高松市工事請負契約約款第 1 0 条第 1 項 ・建設業法第 2 6 条第 2 項 ・建設業法施行令第 2 条の交付を受けた者）（政令で定める金額）「下請代金額の総額5,000万円（建築工事一式8,000万円）以上」
				専任・特例 ⇒ ・建設業法第 2 6 条第 3 項 ・建設業法施行令第 2 7 条第 1 項（政令で定める金額）「請負代金4,500万円（建築工事一式9,000万円）以上」
				資 格 ⇒ ・建設業法第 2 7 条の 1 8
			☐ 監理技術者補佐	・高松市工事請負契約約款第 1 0 条第 1 項 ・建設業法第 2 6 条第 3 項、第 4 項
				専 任 ⇒ ・建設業法第 2 6 条第 3 項
				資 格 ⇒ ・建設業法施行令第 2 8 条
■ 下請負人		通 知		高松市工事請負契約約款第7条 下請通知書（変更を含む）
■ 施工体制台帳		対象金額		建設業法第 2 4 条の 8 第 1 項 ・建設業法施行令第 7 条の 4（政令で定める金額）「下請代金額の総額5,000万円（建築工事一式8,000万円）以上」 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 1 5 条
		作成方法		建設業法施行規則第 1 4 条の 2 及び第 1 4 条の 5
		社会保険等未加入業者対策		高松市工事請負契約約款第 7 条の 2（社会保険等未加入業者との 1 次下請負契約の禁止）
		添付書類		建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 2 項第 1 ～第 4 号 ：「請負契約・下請契約監理技術者・主任技術者資格及び雇用者を証する書面、写し等」
				二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入のこと
■ 施工体系図		提 出		現場に備え付け及び適正化法第 1 5 条第 2 項（施工体制台帳の写しを発注者に提出）
		作成方法		建設業法施行規則第 1 4 条の 6
■ 施工体制（一括下請負の禁止）		掲 示		建設業法施行規則第 1 4 条の 7 ・適正化法第 1 5 条第 1 項（掲示：工事関係者・公衆が見やすい場所で現場内外の 2 箇所）
		高松市工事請負契約約款第 6 条 建設業法第 2 2 条 ・ただし「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 1 4 条 公共工事については、建設業法第 2 2 条 3 項の規定は、適用しない。		
■ 建設業許可		標識掲示（現場毎）		建設業法第 4 0 条 ・建設業法施行規則第 2 5 条（記載事項・様式）
■ 建退共制度		標識掲示（現場毎）		通達「建設労働者の福祉の充実について」（平成 5 年 8 月 1 0 日 本省～業団体の長）
■ 労災保険		掲示（現場毎）		労働者災害補償保険法施行規則第 4 9 条（規定の要旨・保険成立年月日・番号等）
※ 建設業法の一部を改正する法律等の施行等について（平成 7 年 2 月 7 日 建設省厚契発第 4 号） 「技術者の工事現場における専任について」				
※ 「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事現場に置かれていなければならない。				
※ 発注者から直接建設工事を請負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図るため、施工計画の立案等準備期間における管理、指導が重要であることから、基本的に契約工期をもって技術者を専任で設置すべき期間とする。				

工事監査現状把握調査表		工 事 名		■■■■■■■工事					
確 認 項 目		確 認 内 容		判 定		現 場 の 状 況		是正確認日	
1 現場代理人	■ 常 駐	・ 現場代理人が常駐である確認		☐ 適		☐ 不適			
	■ 同 一 性	・ 通知書と同一者であることを確認		☐ 適		☐ 不適			
2 配置技術者	■ 配置技術者の選任	☐ 主任技術者	・ 請負金額 4,500万円(建築一式工事は9,000万円) 以上 ⇒ 主任技術者の専任 (材料支給の場合は、材料費を加算した額) ・ 下請代金額の総額5,000万円(建築一式工事は8,000万円) 以上 ⇒ 監理技術者の配置 (材料支給の場合は、材料費を加算した額) ・ 特例監理技術者が兼務できる工事数は2以下 ・ 監理技術者補佐の専任	☐ 適		☐ 不適			
	☐ 監理技術者								
	☐ 特例監理技術者 監理技術者補佐								
	☐ 常 駐 (現場代理人と兼任)	☐ 専 任	・ 現場代理人を兼務の場合は常駐となる	☐ 適		☐ 不適			
	☐ 監理技術者又は特例監理技術者の資格者証		・ 本人が携帯している資格証の確認 (会社名、工事区分、期限、裏書きによる変更など)	☐ 適		☐ 不適			
	☐ 同 一 性	・ 配置予定者、通知書による者、施工体制台帳記載者及び監理技術者資格者証の技術者を確認		☐ 適		☐ 不適			
3 施工体制の確保	☐ 施工体制台帳 [下請契約を締結する全ての工事]	・ 現場に備え付けられ、かつ同一のものが発注者に提出されているかを確認 ・ 下請契約書 (写し) 及び再下請通知書の添付を確認 ・ 下請負金額の記入 ・ 社会保険等の加入状況の確認		☐ 適		☐ 不適			
	■ 施工体系図 (全ての工事)	・ 体系図の揭示は、工事現場内及び工事現場外の2箇所を確認 ・ 体系図に記載の無い下請業者を確認 ・ 体系図に記載されている主任技術者及び施工計画		☐ 適		☐ 不適			
		実質的関与の点検項目 ①発注者との協議 ②周辺住民との調整・近隣工事との調整 (説明会、協議) ③官公庁等への届出 ④施工計画書 ⑤出来形・品質管理 ⑥工程管理 ⑦出来型品質管理 ⑧安全管理 (安全管理現場研修等) ・ 下請けの施工調整及び指揮監督 ・ 元請負者の現場管理・打合せ 記録及び下請負業者の打合せ記録簿 ・ 下請負契約形態として、一括の疑いがある (主たる部分の元請負金額の半分以上を占めている。部分的に一式で下請をしている等)		☐ 適		☐ 不適			
				☐ 無		☐ 有			
	☐ 実質的関与			☐ 適		☐ 不適			
	☐ 下請負契約形態			☐ 適		☐ 不適			
	4 安全の確保等	☐ 安全管理組織表の揭示			☐ 有		☐ 無		
		☐ 工事区間・工事現場内の保安設備・対策	・ 作業主任者の資格を確認建設機械の自主点検管理を確認 (1年)		☐ 適		☐ 不適		
☐ 足場、支保工の安全対策 「足場高さ2m以上」		・ 高さ85cm以上の手すり、中さん、幅木等の設置を確認		☐ 良	☐ 普	☐ 不良			
■ 作業場内の環境整備		・ 現場内の整理状況を確認		☐ 良	☐ 普	☐ 不良			
☐ 現場事務所・トイレ等の設置		・ 現場事務所 ・トイレ・休憩所の設置の確認		☐ 良	☐ 普	☐ 不良			
☐ 工事カルテ登録 (コリンズ)		・ 期限内の登録 (当初契約締結日・変更)		☐ 適		☐ 不適			
■ 建設業許可を示す標識		・ 建設業許可標識を公衆の見やすい場所に設置していること (監理技術者等の記載を確認)		☐ 有		☐ 無			
☐ 建退共制度に関する揭示		・ 建設業退職金共済制度に関する標識の揭示及び加入状況を確認		☐ 有		☐ 無			
■ 労災保険に関する揭示	・ 労災保険関係の項目が見やすい場所に揭示を確認		☐ 適		☐ 不適				

別紙 3

工事監査現状把握調査表 工 事 名

施工体制台帳記入事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項）			判 定		確 認 内 容		現場の状況		是正確認日	
1 受注者										
①	施工体制台帳を作成した建設業者の建設許可業種	☐ 良 ☐ 不良	施工体制台帳での確認							
②	建設工事の名称・内容及び工期	☐ 良 ☐ 不良	"							
③	請負契約を締結した年月日・発注者、請負者の氏名・住所	☐ 良 ☐ 不良	"							
④	発注者の監督員名、権限等	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑤	現場代理人名、権限等（通知書と同一者）	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑥	主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐名：専任、非専任、資格	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑦	監理技術者以外のものを置くときは、主任技術資格者名・工事内容	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑧	外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	☐ 良 ☐ 不良	従事者なし ☐ 施工体制台帳での確認							
⑨	社会保険の加入状況	☐ 適 ☐ 不適	施工体制台帳での確認。違反措置有り							
2 下請負人										
①	下請負人の名称、住所	☐ 良 ☐ 不良	施工体制台帳での確認							
②	下請負人の建設業許可番号・種類	☐ 良 ☐ 不良	"							
③	下請負人が請負った建設工事の内容及び工期	☐ 良 ☐ 不良	"							
④	下請負人が下請負締結した年月日	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑤	注文者の監督員名、権限等	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑥	下請負人の現場代理人名、権限等	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑦	下請負人の主任技術資格者：専任、非専任、資格	☐ 良 ☐ 不良	"							
⑧	外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	☐ 良 ☐ 不良	従事者なし ☐ 施工体制台帳での確認							
⑨	社会保険の加入状況	☐ 適 ☐ 不適	施工体制台帳での確認。違反措置有り							
⑩	下請負人が主任技術者以外の技術的管理のときは、当該主任技術資格者名・工事内容	☐ 良 ☐ 不良	対象外 ☐							
施工体制台帳添付書類（規則第 1 4 条の 2 第 2 項）			判 定		確 認 内 容		現場の状況		是正確認日	
1	① 全ての請負契約書の写し	☐ 有 ☐ 無	全ての業者の契約書(注文請書)の添付							
	② 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐資格の証明書写し	☐ 良 ☐ 不良	主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐資格証の確認							
	③ 主任（監理）技術者が直接的かつ恒常的雇用関係にあることを証明する写し（健康保険証・住民税特別徴収税額通知書の写し）	☐ 良 ☐ 不良	"							
	④ 下請負人が主任技術者以外の技術的管理のときは、当該主任技術資格者証明書及び直接的かつ恒常的雇用関係にあることを証明する写し	☐ 有 ☐ 無	対象外 ☐							

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

課長 殿

契約監理課長

工 事 監 察 の 実 施 に つ い て （ 通 知 ）

次の工事について、高松市建設工事監察実施要綱第4条第3項の規定に基づき工事監察を実施しますので、速やかに工事監察表を当該工事の検査員等に提出してください。

1 工事名 （監察対象）

2 監督員名	専任監督員	主任監督員	総括監督員
--------	-------	-------	-------

3 工事監査実施予定日

年 月 日

年 月 日

契約監理課長 殿

課長

工事監察の実施について

このことについて、高松市建設工事監察実施要綱第4条第4項の規定により申し出ます。

1 工事名（監察対象）

- ☐ 当初の請負金額4,500万円以上
（建築一式工事にあつては、9,000万円以上）
 - ☐ 1か月（第4条第2項第2号（ア））
 - ☐ 50%（第4条第2項第2号（イ））
 - ☐ 工事監察を行う必要がある（第4条第2項第3号）
 - ☐ 当初の請負金額1,000万円以上かつ4,500万円未満
（建築一式工事にあつては、1,000万円以上かつ9,000万円未満）
 - ☐ 指定があつた（第4条第2項第1号）
 - ☐ 工事監察を行う必要がある（第4条第2項第3号）
 - ☐ 当初の請負金額1,000万円未満
 - ☐ 工事監察を行う必要がある（第2条第2項）
- 第4条第2項第3号又は第2条第2項による場合の理由
()

2 監督員名 専任監督員 主任監督員 総括監督員

3 工事進捗状況 進捗率 約 %

4 工事監察表 別紙のとおり

年 月 日

課長 殿

契約監理課長

工 事 監 察 結 果 に つ い て（報告）

年 月 日 に実施した工事監察の結果について、高松市建設工事監察実施要綱
第5条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 工事監察結果

工事名

の工事監察の結果については、別添工事監察表のとおり

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

契約監理課長 殿

課長

是 正 結 果 に つ い て（報告）

年 月 日 付けで工事監察の結果の報告を受けた工事について、是正措置が講じられたこと
確認したので、高松市建設工事監察実施要綱第5条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1 是正結果 工事名

別添是正結果のとおり